

高松市帳票（福祉保健系）作成等業務委託仕様書

第1項（概要）

子ども医療証及びひとり親家庭等医療証に係る帳票の印刷・加工等に係るプログラム設計・帳票等の作成を委託するものである。

第2項（原始資料等の提供）

本契約における高松市からの原始資料等の提供は以下のとおりとする。

- (1) 高松市は委託業務に使用するため、送付対象者の郵便番号、宛先及び宛名など、印刷及び発送に必要なデータの他、業務実施の上で必要なデータを受託者に提供する。また、提供する帳票作成用データは、CSVファイル形式（文字コード：UTF-16、フォント：DWPI明朝、文字セット：M J プラス）とする。
- (2) データの提供に当たっては、原則として、高松市から受託者へL G W A N回線を通じて提供するものとする。また、受託者から高松市にデータを提供する必要がある場合、同様に、L G W A N回線を用いること。

第3項（業務範囲）

本契約における受託者の業務範囲は以下のとおりとする。

- (1) プログラム開発等
高松市の指定する帳票の作成にあたり、必要に応じてプログラム開発等を行うこと。
- (2) 帳票作成業務
 - ①高松市が指定する用紙サイズ、紙質、刷色で帳票を作成できること。なお、詳細な仕様については別途合意の上策定すること。
 - ②専用紙は、フルカラーで作成できること。
 - ③帳票は高松市に納品するもののみ、作成すること。
 - ④受託者が大量出力する帳票とは別に、庁内で使用する即時処理用の帳票を作成する場合は、高松市が指示する必要枚数を指定日までに納品できること。
 - ⑤高松市が指定する規格の封筒、宛名シールを作成できること。
 - ⑥帳票に印字のかすれ、ずれ等がないこと。また、圧着はがきについては、はがれ、圧着による印字のかすれ等がないこと。
 - ⑦封入物の内容が、外からわからないような対策を講じること。
 - ⑧文字数の桁あふれ、未対応外字等が含まれる帳票は、他の帳票と分けて納品できること。
 - ⑨高松市が指定する区分順に、帳票が出力できること。
 - ⑩画像データを含む帳票は、解像度400dpi以上で作成できること。
 - ⑪高松市の指示に従い、検証用帳票を先に納品できること。
- (3) 帳票出力後処理業務
 - ①高松市が指定する方法（観音折り、十文字四つ折り、カット、はがき用紙の圧着加工等）で、帳票が加工できること。
 - ②高松市が指定する帳票の組み合わせ方法で封入ができること。
 - ③名寄せして封入ができること。
 - ④引抜データ及び一覧表により、帳票の引抜ができること。
 - ⑤高松市が指定する区分順（郵便番号、送付先区分等）で仕分けできること。
- (4) 搬送業務
 - ①受託者によって、物品の搬出入ができること。また、物品の搬出入時には、受渡書を作成し、收受を行う者は身分証明書を持参すること。
 - ②盗難防止装置を備えた専用の集配車両を使用する、集配物の位置情報の把握できる等、物品の紛失、誤配送を防止する対策を講じ、セキュリティが担保された方法によること。セキュリティが担保できれば、自社便でもよい。
 - ③帳票等の搬送業務については、特に、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

- ④高松市が指定する期日に、指定場所（高松市庁舎、郵便局等）に納品すること。
- ⑤集配ドライバーに対して、安全運転のトレーニングを実施していること。

（５）工程管理業務

- ①毎月、前月の処理結果について完了報告書を作成し、高松市に提出すること。
- ②翌月の業務に関する日程の計画を立て、実施前に高松市と調整すること。
- ③高松市が提供する帳票作成用データは、業務終了後、コンピュータから適正に消去すること。電子媒体により、受け渡した場合は、直ちに返却すること。
- ④汚損等で、帳票を廃棄する場合は、個人情報情報の漏洩が発生しないような対策を講じること。
- ⑤帳票、チラシ、封筒等の作成、発送等の件数表が、仕分けした単位で作成できること。また、郵便局に持ち込む納品物については、郵便物の重量、件数、金額等の一覧表を、郵便局に持ち込む前日までに報告すること。

第４項（納品物と納品予定）

本契約における納品物とその納品日は以下のとおりとする。

・別紙記載の帳票、その他還元リスト

納品日は、高松市と受託者の協議により決定された納品日に納品すること。

なお、別紙記載の帳票No21・22、No31・32については、受託者はデータ受領日から起算して最長５日後までに納品をすること。また、別紙記載のグループNo１・４の帳票については、受託者はデータ受領日から起算して最長７日後までに納品すること。この際、日曜日、国民の祝日の関する法律に規定する休日及び土曜日は日数に含まない。

・検証用帳票

納品日は、高松市と受託者の協議により決定された納品日に納品すること。

なお、検証の結果、不合格の場合は直ちに問題点を改善し、高松市の承認を得るまで繰り返すこと。

第５項（納品場所）

本契約における納品物の納品場所は以下のとおりとする。

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目８番１５号
高松市役所 こども家庭課指定場所

第６項（適正な労働条件の確保）

- （１） 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- （２） 雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働日の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- （３） 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- （４） 賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- （５） 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- （６） （１）から（５）までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

第7項（その他必要な事項）

本仕様書に明記なき事項であっても、当然必要と認められる事項については、高松市と受託者の間で協議のうえ合意し、充足するものとする。

— 以上 —